

第68回札幌市緑の審議会

会 議 録

日 時：平成26年9月17日（水）午前9時30分開会
会 場：S T V 北 2 条ビル 地下1階会議室

1. 開 会

○事務局（山縣みどりの推進課長） 皆様、おはようございます。

急な雨で足元が悪い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、第 68 回札幌市緑の審議会を開催いたします。

報告事項でございますが、本日は、上田委員、小篠委員、森本委員、安永委員及び山本委員から、欠席する旨のご連絡をいただいております。

また、石垣委員は、遅れてお越しになる見込みでございます。

ただいま、委員 17 名中、出席委員数は 11 名でございますので、定足数の過半数に達しております。札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第 67 条第 3 項の規定により、この会議が有効に成立していることをご報告いたします。

◎配付資料の確認

○事務局（山縣みどりの推進課長） 次に、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、一番上が第 68 回札幌市緑の審議会次第でございます。

次に、座席表、説明資料「『札幌市公園施設長寿命化計画』策定に向けた公園施設の基本的な考え方について」、答申素案－①、最後に、参考資料集をお配りしております。

ご確認いただき、資料に不備がございましたら、お知らせください。

よろしゅうございますか。

本日の審議会につきましては、残りの課題でございます公園トイレのあり方についてご審議をいただくとともに、お時間がございましたら、このたびの諮問に対する答申の冒頭部分についてご意見やご指摘を賜りたいと存じます。

それでは、近藤会長、よろしく願いいたします。

2. 議 事

○近藤会長 おはようございます。

今回で 3 回目になるのですがけれども、前回、前々回と非常に活発なご意見をいただきまして、非常に喜んでおります。

前回は、私が時間の配分を間違えまして、最後のほうが詰まった感じになりましたので、今回はその辺も考えながら進行していきたいと思っております。

大体 11 時半ぐらいに議論が終わるかなと思っております。今度は、意見が出ても、この辺でということもあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

それでは、進行に沿いまして本日の会議を進めてまいりたいと思っております。

最初に、前回の審議会（7/30）の整理がありますので、これにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（東山みどりの管理課長） みどりの管理課長の東山でございます。

それでは、前回の審議会の整理についてご説明いたします。

座ったまま説明させていただきます。

【説明資料 03】 前回は、三つの審議事項のうち、公園の機能分担の考え方と有料運動施設のあり方についてご審議をいただきました。

公園トイレのあり方につきましては、前回説明だけさせていただきます、今回ご審議いただきます。

さて、前回の審議でいただいたご意見については、（参考資料 1）にも議事をまとめておりますが、概略をご説明いたします。

【説明資料 04】 まず、公園の機能分担の考え方の審議を振り返ります。

事務局案といたしましては、現状、公園が狭小で機能が重複し、利用率の低下が発生している状況に対し、地域との協議を踏まえて、地域ニーズに合わせて公園機能を分担することを提案させていただきました。

狙いとしては、地域ニーズに合った整備とすることで公園の利用促進を図ることに加え、機能重複の解消により、施設量が低減され、コスト縮減も期待できるということです。

【説明資料 05】 次に、機能分担の対象となるのは、同一誘致圏 250 メートルの中に狭小公園がある場合になります。面積が 1,000 平方メートル以上の大きい公園を核となる公園とし、遊具等のレクリエーション機能を主体といたします。1,000 平方メートル未満の狭小公園は、遊具等を撤去し、休息や広場など、公園機能を絞った整備といたします。核となり得る公園がない場合には、レクリエーション機能を含め、おのおのの公園で機能分担をすることといたします。

進め方としては、機能の分担を一体的に考えられるよう、対象となる公園の整備改修を同時に計画いたします。また、地域特性や意向を考慮するため、地域への説明会やワークショップを開催し、地域の意見を取り入れるといたしました。

以上が事務局案の概要です。

【説明資料 06】 ご審議いただきました結果、公園の機能分担の考え方については、事務局案は妥当とのご判断をいただきました。

審議の中では、地域の説明会やワークショップなどについて、具体的な進め方や方向性について明示するほうがよい、地域住民の公園に対する意向だけではなく、地域全体の状況を把握した上で機能分担を進めていくべきである、都市公園は子どもの遊び場として今後も重要な存在であることに留意する必要があるといったご意見をいただきました。

なお、これらのご意見につきましては、本日お配りしております答申素案に反映させていただきます。

【説明資料 07】 次に、有料運動施設のあり方の審議を振り返ります。

事務局案では、野球場とサッカー場については、競技人口や利用状況はやや増加しており、ピーク時の平均利用率はほぼ 100%であることから、施設数以上の需要があると判断し、今回の見直し対象とはせず、現状の施設数を維持することとしました。

テニスコートにつきましては、競技人口や利用状況が横ばいで、ピーク時の平均利用率が89%であることから、現状の総面数は多いと判断されます。その中でも、多面数公園や砂入り人工芝コートの利用率が高いことを踏まえた結果、整備の考え方としては、全体の設置バランスを考慮しながら、ピーク時平均利用率が100%に近づくよう総面数を減らすことと、改修時には砂入り人工芝を標準のグレードとして整備するをいたしました。

以上が事務局案の概要です。

【説明資料08】ご審議いただきました結果、有料運動施設のあり方については、事務局案は妥当とのご判断をいただきました。

審議の中でいただきました主なご意見として、テニスコート存廃の検討の際には、周辺の状況、民間施設の立地などを把握する必要がある、テニスコートを廃止する場合は、地域的な空白が発生しないようバランスを考慮すべき、答申表現をわかりやすくするなど、これらのご意見につきましても答申素案に反映させております。

以上、前回審議会の整理についてご説明いたしました。

○近藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただいたことにつきましてご質問がございましたらお願いいたします。

今まで議論してきたことが十分に盛り込まれていますでしょうか。

先ほども言いましたけれども、ご自由に発言していただいたほうがありがたいです。

(「なし」と発言する者あり)

○近藤会長 なければ、次に進みたいと思います。

きょうのメインの課題でございます公園トイレのあり方についてです。前回、最後に説明はいただいているのですけれども、事務局から資料の説明をもう一度お願いしたいと思います。

○事務局(東山みどりの管理課長) それでは、公園トイレのあり方についてご説明いたします。

前回の審議会で一度ご説明をさせていただいておりますので、要点を絞ってご説明させていただきます。

【説明資料10】札幌市の公園トイレには利用が少ないトイレがあるという点と公園トイレ数が多く、維持管理費や更新費の負担が大きいという2点の課題があります。

公園トイレの維持管理費の総額は年間約3億円、更新費も1棟約1,300万円かかるため、公園予算においてトイレにかかる費用の負担が大きいのが現状でございます。

【説明資料11】次に、公園種別によるトイレの考え方を整理いたします。

公園種別の中でも、近隣公園以上の公園は、公園利用者の長時間の滞在が想定され、また、遠方からの利用者も多いことから、公園トイレの必要性が高いと考えております。

そこで、街区公園のトイレについて、存続、廃止の検討をいたします。

【説明資料12】なお、前日も機能分担のところでご説明いたしましたが、誘致圏の概念

はこちらのモデル図のとおりです。

緑色の街区公園の誘致圏は 250 メートルで、公園近くの住民が対象となっております。

【説明資料 13】街区公園のトイレにつきましては、平成 23 年に、遊水路や少年野球場などの施設の有無に留意した 17 公園で公園トイレの利用調査を行っております。全体的な結果ですが、公園トイレの利用の 8 割以上がトイレのみを利用しに公園を訪れた人で、公園内の施設を利用した人は 2 割を切るという結果でした。

【説明資料 14】次に、前回の説明資料に追加した資料になりますが、施設のうち、遊水路と少年野球場は、写真にありますような施設で、規模はさまざまです。少年野球場については、少年団が土・日に練習や試合をするような一定規模の野球場は近隣公園に多く、街区公園の少年野球場のほとんどは、子どもたちが友達同士で遊ぶレベルで使うようなイメージです。

【説明資料 15】次に、こちらのグラフは、結果を公園ごとに分けたものです。

結果といたしましては、公園によってトイレの利用状況にばらつきが見られました。一方で、施設によるトイレ利用の傾向は判然としませんでした。このうち、棒グラフの赤の部分、公園内施設利用者のトイレ利用だけの結果を見てみます。

【説明資料 16】比較いたしますと、遊水路のある公園は、利用が多い傾向にありました。ただ、それ以外の施設によるトイレ利用の傾向は判然としませんでした。また、トイレ利用が極めて少ない公園も複数見られました。

【説明資料 17】次に、公園トイレについては、昨年、市民アンケートを実施しております。

身近な公園で、利用の少ない公園トイレを廃止することについて、6 割以上の方が「妥当だと思う」と回答されており、「反対」と回答した方は約 2 割の方でした。

【説明資料 18】以上のことから、札幌市としては、公園トイレについて、更新時には利用の少ない公園トイレは廃止していくことを基本的な考え方といたします。なお、公園トイレの利用度合いについては、公園内施設利用者のトイレ利用状況で判断することといたします。

トイレのみの利用者については、大半が車両を利用しているため、そういった方には付近の近隣公園や地区公園のトイレを利用していただければと考えております。

この基本的な考え方に基づく公園トイレの存廃の考え方を次に示します。

【説明資料 19】公園トイレの存廃の考え方といたしましては、まず、近隣公園以上の公園トイレは存続させることといたします。これは、長時間の滞在が想定されるためです。対して、街区公園の公園トイレは、基本的に廃止といたします。調査の結果、利用の少ない公園が多く見られたためです。ただ、街区公園でも、遊水路のある公園のトイレは、調査でトイレ利用者数が多かったことから、存続させることといたします。

【説明資料 20】次に、以上の考え方で廃止対象となりました街区公園のトイレにつきましては、地域にお住まいの方々と話し合い、利用状況などを見きわめた上で存廃の最終的

な判断をすることになります。

これは、調査の結果、街区公園でも利用の多い公園トイレも見られたことや、立地条件や地域の利用などで地域ニーズの高い場合があるなど、個々の公園の現状によっては存続の判断が適当である場合もあると考えられるからです。

なお、存続させる場合も、小規模トイレに変更したり、清掃作業を地域にお任せするなど、更新や維持管理のコストの縮減方法を検討いたします。

【説明資料 21】以上の考え方と具体的な棟数をフローにまとめました。

まず、近隣公園以上の公園トイレは存続といたします。街区公園の公園トイレは、基本的に廃止としますが、特定条件として遊水路がある公園のトイレは存続といたします。

また、それ以外の公園トイレについては、地域の方との話し合いの中で廃止か存続かの最終判断といたします。

公園トイレのあり方についてのご説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

それでは、説明がございました公園トイレのあり方について、ご質問やご意見をいただきたいと思います。

○高橋委員 街区公園のトイレについては廃止ということに賛成ですけれども、前回、隣の新海委員ともお話ししていたのですけれども、女性の身からしますと、公園のトイレというのは非常に入りにくいのです。また、防犯的な観点から、お子さんに使わせたくない部分です。

石丸委員もいらっしゃいますけれども、月寒公園の審議会のとときにトイレのことが問題になりました。男性の方から、夜はトイレが暗いので電気を明るくしたほうがいいのではないかという話が出たときに、女性の身からすると、その時間帯に行くこと自体も考えられないことなのです。ですから、明るくして、防犯的に整え、そこへ行かせるよりも、行かなせないということです。男性の方と違って、女性の方は、私もそうですが、公園のトイレには入れないのです。だから、近くにコンビニに行くのです。だから、犯罪を誘発するようになるのではないかと思います。

また、月寒公園の審議会のとときにも出たのですけれども、もし大きい公園でトイレをよくしてもらえば、車椅子が入れるようにしてほしいという意見が出ていたのです。だから、大きくて、施設のあるようなところはそういうふうに改善して、小さいところは犯罪を防止するという意味で廃止したほうが良いと思います。

また、ある程度施設があり、トイレがたくさんあるところに洋式と和式の2種類があったのですけれども、和式に並ぶ方はほとんどおりませんでした。洋式のものばかりが混んでいて、なぜ和式のほうへ行かないのですかと聞いたら、家で洋式トイレになれているから立てないと言うのです。古い公園は和式のもの多くて、お年寄りに公園に行きますかと聞いたときにも、行かないという方が結構いたのです。

街区公園の小さいものは施設も古いですし、いろいろな観点からできるだけ廃止したほうがいいのではないかと私は思います。

○近藤会長 ありがとうございます。

犯罪防止の観点からも縮小、廃止したほうがいいのではないかとということですね。維持費のこともあるでしょうし、もし残すなら時代に応じて洋式トイレをふやしたらどうかということですね。

そのほかにありますか。

○池上委員 私も、今、高橋委員のおっしゃるようなご意見は、15年ぐらい前には思っていました。ところが、より弱い、高齢になったり、いろいろなことにおいて、例えば腸が悪いとか、腸の関係の手術をした方は、どこにトイレがあるだろうと考えるのです。バスに1時間乗るということは絶対しないです。電車の中にはトイレがあることを考えて、交通手段を考えます。

そういう方だけを対象にということはあれでしょうけれども、高齢者が多くなりますから、税金がかかって大変かもしれないけれども、こういうところにこそお金を使うべきではないかなと思います。

やはり、いかに人を外に出すかということにおいては、トイレをとてきれいにして、そして、使いやすくして外に出すという考えはどうかと思います。非常に詳しく調査なされて、本当に必要ないということであれば、この考えで結構ですけれども、トイレはできるだけあったほうがいいのではないかと思います。

例えば、通信については、今、公衆電話がほとんどなくなっても、携帯電話を持っているから何も不便ではないという感じですがけれども、トイレを携帯することはできないからというような思いもあります。

○近藤会長 ありがとうございます。

高齢の方や病気の方のことを考えると、税金を使ってでもできるだけ残したほうがいいのではないかとということですね。ただ、調査の結果、本当に必要ではないものは廃止もやむを得ないという内容だったと思います。

○三上委員 一つ質問です。

(参考資料2)を拝見すると、888カ所のトイレの札幌市全体の地図がありますね。今、示していただいた案は、実際にまちにおいてどういう変化になるのかというイメージを持ちたいということで質問です。

要するに、青い丸のところトイレはなくして、公園にトイレがあるのは赤いところだけにするというお話だと思います。これはご説明があったかもしれませんが、具体的にどんなスピードなのでしょう。もちろん、全部を一気に撤去してしまうという話ではないと思うので、どれぐらいのスピードで変化が起こるというイメージを持っておくといいのかを伺えればと思います。

○近藤会長 先ほどの説明では、全部なくすということはないということですね。ただ、

地域の人との話し合いの末、なくすということに決まったとして、どの程度のタイムスケジュールでなくなっていくのかというご質問です。

○事務局（東山みどりの管理課長） 近隣以上の公園トイレが 393 棟で、街区公園が 495 棟ございます。トイレが設置された年にはばらつきがあるのですが、トイレの耐用年数が大体 40 年から 60 年ぐらいと考えますので、これでいきますと、年間 10 棟ぐらいのイメージで、建てかえのときに存廃の検討をしていくことになるかと思えます。

○久保田委員 幾つか質問があります。

まず、遊水路のある公園では総体的に利用が多いということですが、これは、トイレそのものではなくて、遊んだ後に手を洗ったり足を洗ったり、水道の利用が多い可能性はないのでしょうか。逆に言うと、そういうところでは、トイレではなくて、水道そのものを残すことが重要だということはないのでしょうか。

二つ目は、先ほどのお二方のお話にもあったのですが、公園のトイレが使われない理由についてです。

データを拝見する限り、確かに 1 日 5 人ぐらいしか使っていないということで、年間で 200 日あいていても、のべ 1,000 人ぐらいで、そこに年間 35 万円の予算をかけると、1 回 350 円程度の利用コストとなります。このような計算でよいのかどうかはわかりませんが、これを公金で維持すべきかどうかについては疑問があり、検討すべきだと思います。

一方、先ほどの利用に関する不安、すなわち汚いとか怖いとかがあって、使いたい人はいるのだけれども、使えないということではないのでしょうか。それがもしだとすれば、前回の審議で議論した公園の利用を促進していくという方向がもしあるのであれば、その阻害要因となると思うのですが、どういうふうな兼ね合いを考えていったらいいのでしょうか。

三つ目は、トイレをなくすことによるデメリットにはどんなことが考えられるのかです。アンケートなどで住民の方からトイレがなくなることに對する不安みたいなものが出ているのであれば、どんなものがあるのかを知りたいと思います。

四つ目は、仮にそのトイレをなくしたとすると、公園利用者ではない方、つまり仕事の途中に車で来てトイレを使っていく人をよく見かけるわけですが、それ自体が公園に対するニーズではないかということです。そのためにトイレの予算を幾らでも積んでいいとは全く思いませんけれども、逆に、それを廃止するのであれば、そういう利用者みんながコンビニのトイレに回っていいのかということです。まちづくりの中でのトイレの利用のスタイルという文化みたいなことにもかかわってくる話だと思うのですが、ありようとして、どういうふうなトイレの利用のあり方を考えればいいのでしょうか。

例えば、コンビニで 200 円とか 300 円ぐらいのコーヒーやガムを買って、コンビニの経済効果も含めて札幌市のトイレのルールをつくってこうなど、そういうものとセットで話していくと説得力があると思います。

最初の話に戻って、例えばタクシーなど営業車の運転手が公園のトイレを使うというこ

と自体はニーズではないのかということです。そこはそうあるべきだと言っているわけではないのですけれども、事務局という行政の計画をされる立場でどういうふうにお考えになっているかを教えていただきたいと思います。

○近藤会長 四つありました。ひょっとしたら僕の理解が間違っているかもしれませんが、一つ目は、簡単に言えば、水道ぐらいは残したらどうだという話ですね。二つ目は、利用しない理由が危ないとか汚いとか使いにくいということなので、使えるようにして公園の利用を促進したらどうだということです。三つ目は、小さな公園のトイレを少しずつなくしていくことによってどんなデメリットが生じるのかです。これは、先ほどの利用者と関連すると思います。四つ目は、仕事の帰りや途中でトイレを使うこともニーズの一つではないか、札幌市ではそれをどういうふう考えているのかです。

一つずつ行きましょう。

もし誘致圏 250 メートルの小さな公園のトイレをみんななくすとなったときに、手を洗うところや水を飲むところは残すのかについてはどうでしょうか。街区公園のトイレを廃止しても、水飲み場や手洗い場は残すのでしょうかということだと思います。

○事務局（東山みどりの管理課長） 遊水路のある公園につきましては、実際に利用調査をしております、そのときに手洗いだけではなく、実際にトイレを利用されている方が多かったという結果がございます。ですから、遊水路のある公園についてはトイレを残しまして、その上で水飲み場等も残していくかと思えます。

○近藤会長 久保田委員、ほかのところでも水飲み場を残すかという質問でしたね。

○久保田委員 水道そのものをなくしてしまっただけで利用者は困らないのか、ますます減っていかないのかという素朴な疑問です。

○事務局（東山みどりの管理課長） トイレの存廃と水飲み場の存廃はまた別の問題でして、水飲み場は、今のところはなくしていく計画はございません。

○近藤会長 次に、利用しない理由が、使いにくいとか危険であるということだったので、公園の利用促進の意味から考えると、トイレを使いやすく、安全にして、公園の利用人数をふやしていったほうがいいのではないかと内容ですが、どういうふうにお考えですか。

○事務局（東山みどりの管理課長） 公園のトイレにつきましては、週1回や2回の清掃でして、建物の中にあるコンビニのトイレに比べますと、どうしても清掃が行き届かず、使いにくいことは実際にあるかと思えます。

今、古い公園のトイレにつきましては、和式便器であり、お年寄りの方が使用しづらいということもありますので、建てかえに際しましては、身障者の方も使えるような多目的のトイレをつくり、少しでも使いやすくと考え、整備してきております。

○近藤会長 建てかえのときには使いやすくするということですね。

久保田委員、よろしいですか。

○久保田委員 とりあえず、お答えいただける範囲で一通り教えていただけませんか。

○近藤会長　ここで、私から一つ質問です。

コンビニのトイレは、お客さん相手ですし、毎日清掃しているのできれいですけれども、公園のトイレは週1回や2回ですから、やむを得ないと思います。ただ、もし毎日清掃をするとなると、維持費はどれぐらいになるのでしょうか。大ざっぱで、2倍になるとか、3倍になるとかはわかりませんか。今、1棟の維持費が年間30万円ぐらいと言っていましたね。週1回が週5回になると、5倍ぐらいになるのですか。

○事務局（東山みどりの管理課長）　清掃料は、3億円のうち、約8,000万円かかっていますので、単純に回数を倍にすると、8,000万円ずつふえていくかと思います。

○近藤会長　1回ふやすごとに8,000万円ふえるのですか。

○事務局（東山みどりの管理課長）　今の回数が1回のところもあれば、2回のところもありますので、単純に倍の回数をやると8,000万円ふえるかと思います。

○近藤会長　では、全部の公園ではなくて、小さな公園のトイレをなくすことによってどんなデメリットが生じると予想されますかということです。

○事務局（東山みどりの管理課長）　アンケートなどを見ていきますと、特に、高齢の方やお子さんたちが使用できなくなることに反対ですというご意見がございました。

ただ、街区公園は誘致圏250メートルでございまして、ご自宅から徒歩5分程度で行ける距離にあると考えております。さらに、その上の残す近隣公園につきましては、誘致圏500メートルで、徒歩10分程度で近隣公園のトイレがあるという考え方となります。ですから、街区公園ではなく、近隣公園のトイレを使っていたらいいと考えておりますし、時間的にも近隣公園のトイレを使っていたらいいと思っております。

○近藤会長　分野が違ふとわかりにくいかもしれませんが、（説明資料11）をごらんください。

公園もいろいろな種類がございまして、ここに書いているように、街区公園、近隣公園、地区公園、総合運動公園、その他の公園とありますけれども、街区公園が一番小さな公園です。必ずしもこのとおりではないのですが、自宅から割と近いところに設置されている公園なので、多少不便はあるけれども、自宅に帰って用を足してほしいというか、そういうふうになるだろうということです。

次に、4番目の仕事の途中でトイレに行くということがあるのだけれども、これはニーズの一つではないのだろうか、札幌市ではどういうふうにお考えですかということです。

○事務局（東山みどりの管理課長）　公園のトイレだけの利用につきましても、公園の利用者には間違いはないかと思います。

ただ、車両等でいらして、公園のトイレを使う場合は、先ほどの徒歩圏と考え方は一緒ですけれども、近くの近隣公園以上のトイレに行っていたらいいことも可能ではないかと考えております。

○近藤会長　そういう方は大体車で来られるので、車だったらもうちょっと大きな公園に行って、トイレを使ってもらったらどうかということですね。

久保田委員、どうですか。

○久保田委員 お答えいただきにくいことをいっぱい聞いて、ありがとうございました。

これは、前回議論した街区公園の縮小とセットなのですか。お聞きしているのは、申し上げているように、どう判断していいか、私もよく整理がついていないからですけれども、費用対効果をお示しいただいているデータからお見受けする範囲では、今の状態で続けていくのはどうかと市民感覚としても思うのです。ただ、それに対して、ニーズがないから縮小していくのか、それとも、本当は潜在的にはニーズがあって、お金をかければそれ以上の効果が本当は考えられるのかがよく見えないのです。

前回の街区公園の縮小のお話のときにも同じようなお話がほかの委員からもあったように思うのですけれども、公園だけではないトイレの利用者も含めて、トイレにまち全体としてどれぐらいのコストを払うべきかという話にもつながるように思うのです。

今、使っている人がいないから、そこからトイレをとってしまっていていいかですが、先ほどのお話にもありましたデメリットも確かにあると思いますし、公園からさらに人が遠く可能性もあるのではないかということが不安というか懸念として正直あります。一方で、そこに投入する予算の合理性みたいなものを考えると、街区公園の縮小とセットで、ご提案のように小さくしていかなければならないこともあると思います。そのこと自体は何となく理解できました。

○近藤会長 ありがとうございます。

もちろん、十分にお金があれば残すのが一番いいと私も思います。

それはご意見ということでよろしいですね。

○山田委員 街区公園全部ではないと思うのですけれども、単純な数でいくと、888 棟から 495 棟ということは半分以下になるのですね。（説明資料 20）に、存続される場合も小規模トイレに変更したり、清掃作業を地域に任せるという附帯説明があります。

そこで、質問としては、清掃業者の実態がどうなっているのかとういことです。先ほどの減らしていく期間を考えると、わずかずつではあるのですけれども、半分以下になってしまうと、清掃業者への経済的な影響も大きいと思うので、それに関するご意見をお聞きしたいです。

○近藤会長 トイレが少なくなると清掃業者の仕事がなくなることについてどう思われるかということです。

○山田委員 まず、その前に、どういった方が清掃をなさっているのかという現状を知りたいですね。

○近藤会長 清掃業者の内容と、どんな方が清掃されていて、もし公園のトイレの数が少なくなると仕事なくなるとどうなってしまうのだろうということですね。

では、お願いいたします。

○事務局（東山みどりの管理課長） 公園の清掃に関しましては、例えば庁舎の清掃などをなりわいとされている民間業者に業務委託をしております。トイレが減れば、その分、

委託料が減ることにはなるかと思えますけれども、年間で一遍に半分になるとか3分の2になるというペースで減っていくわけではありませので、徐々に漸減していくのではないかと思います。

○山田委員 業者というのは指定管理者がやるのでしょうか。今の話だと、業務委託は清掃業者と札幌市で契約を結んでいるのかがわからなかったのですが、いかがですか。

○事務局（東山みどりの管理課長） 街区公園につきましては、指定管理者は入っておりませんので、札幌市で直接契約しております。

○近藤会長 先ほどおっしゃっていただいたと思うのですが、街区公園はどれぐらいのペースで耐用年数が来るかという、年間で大体10件くらいでしたか。

○事務局（東山みどりの管理課長） 建てた年度によってばらつきがあります。

○近藤会長 それも全てなくなっていくわけではないのですね。耐用年数からいうと、年間大体10件くらいですか。

○事務局（東山みどりの管理課長） 単純に平均しますと、そうなるかと思えます。

○椎野副会長 まず、今回の街区公園のトイレを廃止していく方向性については賛成でございます。

その上で、（説明資料21）の対象475棟のトイレです。

対象475棟を今回は廃止の対象にしていくというお考えだと思うのですが、一つ前のスライドの面積が大きいとか地域で人気が高いところでは残していくというお話でしたね。街区公園といっても、面積の幅はかなり広く、近隣公園と同等ぐらいのものもあれば、住宅1棟にも満たないような狭小の街区公園もありますね。

ですから、面積で単純に並びかえをしたら、上は残して下は廃止していくという考え方でしょうが、真ん中の線引きを果たしてどこでするのが少し難しいと思っております。

もう一つは、けちをつけるわけではないのですが、気になったのは、地図を見ると、調査の結果、東区と豊平区と白石区にどうも偏っているように見えるのです。印をつけると、このように固まっていくのです。果たして、この標本調査の結果を全市的に適用した場合、問題と矛盾が起きてこないのかということです。つまり、これまで想定されていないようなケースが出てくるのではないかと思います。簡単に言うと、西区、手稲区、北区の北のほうや中央区などはほとんど入っていない状況でございます。

ですから、これは質問ではなくて意見ですが、今回、廃止の方向で進めさせていただいてよろしいかと思うのですが、利用の地域差みたいなものも全市的にはあると思いますので、想定しないケースが出た場合、もう少し柔軟に考えて、こういうケースは残そうという検討を少し丁寧をお願いしたいと思います。

もう一つは、それとは全く関係ない意見ですが、点の分布を見ますと、青い点にかなり偏りがあります。これを抽出するには、縦横の一辺500メートルぐらいのグリッドで切ると、単位グリッドの中に点が幾つあるかがカウントできますので、それで多い地域や優先的に進める地域の検討もできるのではないかと思います。

○近藤会長 ありがとうございます。

三つありました。

一つは、利用の少ないトイレは廃止していくという方向性はいいけれども、基準で大面積とした場合、街区公園でも札幌市の場合は大きい公園もありますので、大面積の街区公園は残すという方向ですけれども、その線引きをどうするのかということです。

これは、多分、実際に取りかかることになってまた問題になっていくことだと思います。

それから、わからなかったのですけれども、想定しないケースとは、例えばどんなことですか。

○椎名副会長 以前、保育所の公園利用の調査をしたときに、面積が小さくて明らかに利用されていないだろうと思っていた公園を定期的に利用しているとおっしゃったのです。それはなぜかとお尋ねしたら、ふだん全く利用がされていない、つまり、地域の人や子どもにほとんど利用されていないがゆえに、保育所として子どもを伸び伸びと気にせず遊ばせることができるから遊び場として重要だという位置づけをされているケースがありました。

それとトイレとの直接の関係性はないですけれども、そういう地域的な事情や特定の事業所による定期的な利用があるケースもあるのです。ですから、存廃を決める上で地域に対して小学校の児童に話を聞いてみるということでも構わないと思うのですが、存廃を決定する前に地域での調査を入れていただいたほうがいいのではないかと思います。もう少し丁寧に対応していただくほうが後々に問題は起きにくいのではないかと思います。

○近藤会長 (説明資料 21) に住民との話し合いがあるので、これかなという気はするのですけれども、まず一つずつですね。

大きい小さいの線引きをどうするのかについてはどうでしょうか。

○事務局 (東山みどりの管理課長) 街区公園のトイレの存廃を検討する場合に、単純に面積が大きいから残すという線引きは、今のところ考えてございません。

(説明資料 20) の廃止対象の公園トイレについては、地域住民とお話し合いをしながら、利用状況を見きわめた上で最終判断したいと考えております。

これは、街区公園でも、周りに隣公園がなくて、ぽつんとあって利用が多い、それから、面積が大きくて利用が多い、あるいは、特殊な遊具があって利用が多いなど、その公園公園でさまざまなケースがあると思いますので、その公園の存廃を決めるときに立地条件や地域の利用ニーズがあるなしをもって廃止かどうかを検討していきたいと考えております。

○近藤会長 これは想定しないケースと同じようなことになるのですけれども、椎野副会長が言われたように、例えば保育所で使っているような場合はどうしますか。

○事務局 (東山みどりの管理課長) 地域住民とお話し合いの中で、あるいは、その公園の立地状況の検討の中で、利用が多い、ニーズが高いと判断される場合には、存続した上で、あるいは、小規模トイレに変更することも検討しながら地域の住民の皆さんと話し

合って最終判断をしていきたいと考えております。

○近藤会長 3点目は、椎野副会長は割と点が好きなのですが、前回もありましたね。点の分布が偏っているという話でしたか。

○椎野副会長 それは意見です。

地図を見たときに点が集まっていたり散らばっていたりするの、感覚的にはわかるのですが、客観的な指標にするには、縦と横の線を引いて、方眼紙を重ねるようなイメージで見ていただくといいと思います。四角の中に点がゼロの地域もあれば、点が4のケースもあるかもしれませんが、それでトイレのある公園が密集しているエリアが特定できるわけです。ですから、そこで優先的に廃止を検討していく方法があるのではないかという意見です。

これで言うと、屯田の北のほうや西町のあたりは点はかなり固まっている印象がありますので、積極的に廃止にしていくということではありませんが、廃止を検討するエリアを抽出していくにはそういう方法もあるのではないかという意見でした。

○近藤会長 街区公園が密集しているところはちょっととってもいいのではないかという意味ですね。街区公園のトイレをとるといっても、密度が少ないところは考慮して、密度の高いところはとってもいいかなという判断材料にしてみてもどうだということですね。

○大高委員 北大や川下のところについては、もちろん、ありません。今、現実にはこれは公園があるところですから、これを云々しても仕方がない話だと思うのです。

私からも意見を言います。

(説明資料 11)を出していただけますか。

今、この審議会で結論を出さなければいけないのは、現在の街区公園の公園トイレ数を全部足すと 888 棟ですが、そのうち、街区公園の 495 棟のトイレ数の中から遊水路のある公園の 20 棟を引いた 475 棟の街区公園のトイレを逐次なくしていこうということですね。

495 棟を維持するのにかかっている経費として、888 棟のトイレを維持するのに 3 億円かかっているという表が(説明資料 10)にありました。

それでは、街区公園だけはどうかということ、1 億 7,000 万円と出てまいりますね。3 億円のうちの 14%ですから、1 億 7,300 万円がトイレにかかっていますね。

○近藤会長 1 棟 35 万円です。

○大高委員 相当の予算を要して街区公園のトイレが維持されているということですが、方針としては、トイレがある街区公園の 475 カ所についてどうだという話ですね。

先ほどの話を聞いておられますと、老人の特性、和式や洋式、仕事帰りの人間が公園を使う、手洗いや水飲み場、ましてや、今度はコンビニのトイレを使うという話で、そういう観点での審議も必要ですが、いずれにしても、街区公園そのもののトイレの必要性について、街区公園そのものが 250 メートルのエリアの中ですから、地区公園については廃止の話はありませんから、どんどん廃止する方向で持っていかなければならない事態にきていると思います。

しかし、これから出てくる問題は、市の方がご苦労されると思うのですが、地域住民との話し合いです。

地域住民、近隣の方は、街区公園がないよりはあったほうがいいと思うのです。現実に今もありますね。地域住民との話し合いは誰を相手にしているかという、町内会だと思います。町内会の会長としては、小さい公園だけれども、うちは、年に2回、2日だけ夏祭りをやっていますが、町内の人たちがわんさか来ます。だから、公園のトイレは非常にたくさん使われているという主張をしてきます。しかし、年間でトータルしますと、夏祭りの2日間以外、トイレを利用されていることは少ないだろうと思います。

私の住んでいる近くにも街区公園がありますけれども、ふだんはまず使われていないというのが私の感覚です。そして、小さな公園が隣同士で二つあるところがあります。篠路2条10丁目ぐらいのところですね。これも、どちらか一つがあればいいようなものです。子どもたちが遊んでいる中で、ましてや、街区公園は250メートル圏内の公園ですから、子どもは家に帰ってから遊びに来てもいいぐらいの距離です。そういうことを考えると、いろいろとありますが、475棟の街区公園のトイレを逐次撤去していくことについて、年間にこれだけの予算を要しているのであれば、私も賛成いたしたいと思います。

○近藤会長 ありがとうございます。

結論としては、利用されていない、あるいは、地域住民との話し合いで廃止してもいいというものは廃止していったほうがいいのではないかという結論だったと思います。

札幌市で、実際にモデルケースとして廃止した、あるいは、夏祭りに対応したようなケースをご存じないでしょうか。

○事務局（東山みどりの管理課長） これまで、廃止したケースはなかったと思います。

夏祭り等では、町内会のお祭りを街区公園でやられる場合もありまして、もちろん公園のトイレがあればそれをご利用いただいているところですが、トイレがない公園で町内会のお祭りをやっていらっしゃる場所もたくさんあると思いますので、必要であれば、ご自宅に戻っていただくような対応をされているのかなと思っています。

○近藤会長 貸しトイレはないのでしょうか。

○事務局（東山みどりの管理課長） 住民の方の個人用の貸しトイレということですか。

○近藤会長 その2日間、イベントのときだけ業者から町内会で借りるということですか。

○大高委員 トイレがないところで夏祭りをやる場合、貸し出しトイレを町内会で借りてくるのです。トイレがなかったら、町内会の人たちから苦情が出て大変なことになります。

夏祭りというと、焼き鳥やビールを出しますね。ですから、トイレは夏祭りには絶対必要なものです。ですから、小さい公園でもトイレがあればいいのですけれども、ない公園でやっているところは借りてきています。

○近藤会長 では、そういうイベントのときには町内会で借りることもできるということですね。

○大高委員 これから地元と話し合っていくということは、単位町内会、自治会を相手に

話し合いを進めていくのでしょうか。

私は、連合町内会を相手に進めていったほうがいいと思っています。連合町内会は、点で判断しないで、面で判断してくれますから、大局的に話し合いをしていくと、高度な話し合いになると思いますが、ある町内会の町内会長や副会長と話すと、まず、みんなが反対しますよ。この公園のトイレは余り使われていませんから撤去いたしますと言ったら、やめてくれ、物すごく使われているのだと言います。しかし、物すごく使われているのは、夏の2日間です。こういう話になりますから、話が行ったり来たりすると思います。

しかし、大局的に見ると、この公園の位置づけは、連合町内会の中で話し合いをしますということで、地域の全体的な話し合いを進めてくれると思いますから、連合町内会との話し合いを進められたほうがいいのではないかと思います。

○近藤会長 ありがとうございます。

そういうサジェスションでした。

前回、失敗しましたので、そろそろまとめなければならない時間になってしまいました。

皆さんからご意見やご質問をいただきまして、トイレが使われていないところは、全部ではなくて、住民の意見を聞きながら廃止することに賛成という結論になったと思います。ただし、残すところは、安全できれいな使い勝手のよいものにしてほしいという意見もございました。また、トイレはやむを得ないけれども、水飲み場や手洗い場は残してもらいたいということなどが大まかな内容だったと思います。

ですから、札幌市の提案の住民との話し合いながら街区公園の利用状況の少ないトイレは廃止していく方向については了承されたと考えます。

ただ、先ほど言いました幾つかのご意見については、答申の中に盛り込んで、最終答申としたいと思っております。

これでよろしいですか。

○新海委員 まとめにかかっているところで、大変申しわけありません。

(説明資料15)の公園トイレの利用状況の5日間とは、平日と土・日が混在しているのでしょうか。

○事務局(東山みどりの管理課長) はい。

○新海委員 土・日を含むのですね。

今回は、公園のトイレに絞っているのですけれども、例えば公園の周りに市が持っている施設が近くにあれば、公園に行かずにそちらの施設に行けばいいと思うのです。

終日あるトイレと日中しかあいていない、土・日は閉まっている施設ではちょっと意味合いが違うと思うのですけれども、市が持っているほかのトイレの位置づけとして捉えられるものも検討するときに必要なのかと思います。

ですから、住民の方に説明をするときに、なくすに当たっても、こちらのトイレも使えますとか、積極的に使っていていただいて構いませんというような説明を一言入れていただければ、廃止するに当たっても、快くというか、あそこも使えるのだねということを知って

いただけたらと思いますので、地域の方との話し合いのときに入れていただけたらいいのかと思います。

また、ふだんあちこちのトイレを使っている私の感想ですが、最近、清潔にするために除菌のトイレットペーパーに除菌水みたいなものをつけるものが結構ふえてきているのですけれども、意外に掃除になっているのです。

意外にいいなと思うのは、使う人が掃除していることになっていたり、すごくきれいに使われていたりするのです。もちろん、コストの面はあるのですけれども、清掃を少し減らすかわりにそういうものを設置するので住民の方も一緒にきれいにしてくださいということを伝えたり検討してみたりするなど、掃除を町内に任せるといった提案をしていく中でそういうことがあってもいいのかなと思います。

○近藤会長 地域の方と話をするときには周辺の公的施設も使えることも説明されてはどうかということと、除菌のティッシュを備えつけたらどうかというご提案でした。

○石丸委員 今さらですけれども、トイレに設置されるときには男性用と女性用の個数の比率はあるのですか。大きいトイレでは女性トイレの数をふやしているということはあるのですか。

○近藤会長 公園の大きさによって便器の数が違うのかということですね。

○事務局（東山みどりの管理課長） 小さい公園のトイレにつきましては、女性の方が一つ、男性の方が一つ、そして小便器という比率になっています。大きいところは、たしか男性用の小便器が二つで、大が一つです。

最近建てているものについては、身障者の方の多目的なものも真ん中に使えて、それは男女共用として設置しております。

○三上委員 表現のことについてです。

これは、次回に答申素案を検討するときには検討されることかもしれませんが、今の議論を踏まえて考えると、街区公園の公園トイレは基本的に廃止という言い方ですね。そういう表現でいいのかがどうかはご検討をいただきたいと思います。

特に今、椎野副会長のお話を伺いながら思ったのですけれども、慎重に検討しなければいけない事情が地域、地域であると考え、例えば廃止を前提として検討するという表現のほうがここで議論していたことをうまく表現していると思います。

○近藤会長 僕も、基本的にというのはちょっときついなという感じがしました。それを見ると、どんどんやっていくのだというイメージがあるので、今回の審議では、ちゃんと相談しながら、周りの状況も見ながらということでしたので、答申のときには文言を考えてくださいということでした。

それでは、その方向で答申を進めてさせていただきたいと思います。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 ここで休憩をとります。

10時50分に再開したいと思います。よろしく願いいたします。

[休 憩]

○近藤会長 皆さんがそろいましたし、時間も来ましたので、進めさせていただきたいと思えます。

次第の3番目は、審議のまとめになっております。

これまで公園機能の分担の考え方と有料施設についてご議論をいただきました。重複するところもあると思えますけれども、そのまとめを事務局から説明していただくことになります。よろしくお願ひいたします。

○事務局（東山みどりの管理課長） それでは、これまでの審議のまとめをしたいと思います。

【説明資料 23】 まず、公園の機能分担の考え方です。

同一誘致圏内に狭小公園がある場合は機能分担を図ります。その際には、幹線道路等の分断要素にも留意いたします。面積が1,000平方メートル以上の大きい公園を核となる公園とし、1,000平方メートル未満の狭小公園は、遊具等を撤去し、公園機能を絞った整備といたします。核となり得る公園がない場合は、おのこの公園で機能分担をいたします。

機能分担の計画においては、対象となる公園の整備、改修を同時に計画することとし、地域全体の環境、公園以外の施設など、公園周辺の状況を踏まえた上で地域への説明会やワークショップを通じて意見を取り入れます。

【説明資料 24】 次に、有料運動施設のあり方についてです。

まず、野球場とサッカー場については、見直しの対象とせず、現状の施設数を維持いたします。

次に、テニスコートについてです。一つ目に、空白地域が著しく生じないように、施設配置に留意しながら、利用の少ないコートを廃止し、ピーク時の平均利用率が100%に近くよう、市全体の総面数を減らしていきます。二つ目に、総面数は減らしながらも、増設が可能な公園では増設を行い、多面数コートを有する公園をふやすことを検討いたします。いわば、少面数コートを有する公園からの配置転換となります。三つ目に、改修時は砂入り人工芝コートを標準のグレードといたします。

以上の三つの考え方となります。

○近藤会長 ありがとうございます。

今日の初めの前回の審議の整理と重なる部分はあるのですが、あのときに質問をし忘れたことや今お聞きになって思いつかれたようなことがあればお聞かせ願ひたいのですけれども、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 公園トイレのあり方については、先ほどご議論していただいたばかりですので、次のときに整理とまとめをしていただければと思います。

次に、答申の素案についてです。

配布資料の（答申素案－①）についてですが、3ページを開いていただきますと、公園施設長寿命化計画についてという表題がありまして、長寿命化計画における全国の動向と札幌市の特徴、そして、札幌市はどういうふうにしていくかという考え方が書かれています。それから、答申の三つの主題であります公園機能の分担の考え方、有料運動施設のあり方、赤で書かれています公園トイレのあり方です。これは、きょう議論したばかりですので、答申にはまだ反映されておられません。

まず最初に、公園施設長寿命化計画についてのみ、順番にやっていきたいと思えます。

では、長寿命化計画についての説明を事務局からお願いいたします。

○事務局（東山みどりの管理課長） それでは、答申素案についてご説明いたします。

【答申素案－①】 2ページをごらんください。

2ページには、「はじめに」ということで、諮問に至った背景及び目的の概要と審議会への諮問内容を示しております。最後の3段落目には、答申の扱いとして、札幌市が答申内容を長寿命化計画の基本方針に反映させ、市民の安全・安心、地域ニーズに応えながら、公園施設の効果的・効率的な維持管理の実施を期待すると記載しております。

なお、中央の赤い塗り潰しの丸は、最終的に審議会の回数が確定した段階で記載いたします。

次に、3ページです。

答申書の構成は、目次にございますように、四つの章で構成しております。

まず、第1章では、公園施設長寿命化計画についてで、国や市の現状や課題、札幌市における公園施設長寿命化計画の内容になります。

続いて、第2章から第4章は、諮問内容である公園の機能分担の考え方、有料運動施設のあり方、公園トイレのあり方の答申となっております。

続いて、第1章の公園施設長寿命化計画についての内容を簡単にご説明いたします。

4ページをごらんください。

この章では、主に今回の諮問に至った背景について説明をする章となっております。

まず、1－1の全国的な動向と国の方針です。

全国的に都市公園が老朽化している中、国の方針として、公園施設長寿命化計画を早急に策定する必要性に触れております。2段落目、3段落目では、計画の狙いとして、安全性、機能性の確保とコストの縮減を挙げております。

次に、1－2の札幌市の公園の特徴では、①として、昭和50年代に急速に公園数が増加したこと、②として、政令指定都市の中で最も公園が多いこと、③として、公園の約6割が整備後30年を経過しているなど、札幌市は老朽化した公園の数が非常に多いのが特徴であることをまとめております。

続きまして、5ページです。

1－3の札幌市における公園施設長寿命化計画では、札幌市の公園の老朽化が進んでい

る背景から、札幌市においても公園施設長寿命化計画を策定する予定であることが書かれています。また、上位計画として、札幌市まちづくり戦略ビジョンと札幌市みどりの基本計画についても触れております。

枠の囲いの中には、みどりの基本計画の関連部分を記載しております。

最後に、1－4の長寿命化計画に盛り込む札幌市独自の考え方を。

札幌市の公園施設は、膨大な施設数であり、かつ、老朽化が特に進んでいることから、今後の維持管理費は膨大になることが予想されるため、施設料そのものの見直しや適正配置を進め、より一層の効率的・効果的な取り組みを行って、コスト縮減を図る必要があります。そこで、札幌市の公園施設で生じている三つの課題に対する札幌市独自の考え方を長寿命化計画の基本方針に盛り込むこととするという内容になっております。

6ページには、それを図にしたものを載せております。

第1章の公園施設長寿命化計画については、以上でございます。

○近藤会長 公園機能の分担の考え方と有料施設のあり方については、これが終わったときにまたご意見をお伺いしますけれども、まず、答申の案の2ページの「はじめに」から、今ご説明いただきました6ページの上までについて、ご意見やご質問はございませんでしょうか。あるいは、文言がおかしいとか字が間違っているというご指摘でも結構です。

○椎野副会長 瑣末なことで恐縮ですけれども、2ページ目の下の図です。

左向きの赤い矢印は白いところが塗りつぶしになっていて図形が潰れているのです。こういうデザインにするのであればこれでいいと思うのですが、もしミスであれば、重要な資料かと思しますので、塗り潰しを解除していただいたほうがよろしいかと思います。

同様に、7ページの下の方でも、塗り潰しによって下の図が見えない状態になっていきますので、こちらも解除していただいたほうがいいかと思います。

○近藤会長 そういうわかりにくいところや字の間違いでも結構ですし、表現についても結構です。

○山田委員 瑣末なことで、私が知らないのかもしれませんが、4ページに、「都市公園」という言葉が何か所か出てきます。上にもあるし、下にもありますね。この都市公園とは都市にある公園という意味なのでしょうか。分類で言う都市公園というのはどういうものなのか、教えてください。

○近藤会長 札幌市から説明をお願いいたします。

○事務局（東山みどりの管理課長）札幌市で管理している公園につきましては、都市公園法という法律に基づいて管理している公園を都市公園と言っております。それ以外にも、民間の方が設けている公園などもありますが、それと区別する意味で、法律に基づいて維持管理している公園という意味で都市公園という言葉を使っております。

○近藤会長 文章が長いので、ちょっと眺めていただく時間をとりましょうか。

そのほかにもございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 ないようですので、先ほど幾つかご指摘があった軽微な点を修正して、次回の審議会では最終的な答申案とさせていただきたいと思えます。

次は、公園機能の分担の考え方についてですが、説明できますか。

○事務局（東山みどりの管理課長） 次回でもよろしいですか。

○近藤会長 では、公園機能の分担の考え方と有料運動施設のあり方、そして、公園トイレのあり方、答申のメインの3題については次回にまとめてご説明いただいて、ご意見をいただきたいと思えます。

最後に、これで今回の議事は終わったのですけれども、スケジュールの話が残っておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（東山みどりの管理課長） その前に、先ほどの審議のまとめのときに最後の本件における市民意見の反映の説明が不足しておりましたので、（説明資料25）に戻ってもよろしいでしょうか。

○近藤会長 それでは、お願いいたします。

○事務局（東山みどりの管理課長） 本件における市民意見反映のご確認です。

【説明資料25】当審議会において、公園施設の基本的な考え方についてご審議いただきました。この考え方が長寿命化計画の基本計画に盛り込まれ、それをもとに候補となる公園の抽出や年次計画、進め方の検討などの運用の計画が立てられます。

運用では、対象地域の特性の把握をした上で、地域との協議で機能分担や施設の廃止の提案をいたします。地域の皆様と協議を行い、その結果、機能分担の実施や施設の廃止が決定されます。

公園や地域は、その環境や地域ニーズがそれぞれ異なりますので、地域住民の皆様と話し合いを行い、その結果を個々に反映させていくことが適切な市民意見の反映方法であると考えております。

市民意見の反映については、以上でございます。

○近藤会長 このスライドにつきましてご質問等はございませんか。

例えば、①の公園機能の分担の考え方については青い矢印のフローでやっていくことになると思えます。それから、有料運動施設のあり方と公園トイレのあり方については、赤い矢印の流れで考えていくことになるだろうということです。

よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 最後に、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（山縣みどりの推進課長） どうもお疲れさまでございました。

本日も、熱心なご議論をいただき、まことにありがとうございます。

次回の審議会の開催日程につきましては、事務局から事前に委員の皆様のご都合を確認させていただき、調整の上、ご案内を申し上げたいと思っております。

本日は、まことにありがとうございます。

3. 閉 会

○近藤会長 それでは、これで、第 68 回審議会を終わりたいと思います。
どうもお疲れさまでした。

以 上